

北見市役所

〒090-8501
北見市大通西3丁目1番地1

市役所代表電話
0157-23-7111

お電話を担当へ
おつながします。

開庁時間 あさ **8時45分** ~ 夕方 **5時30分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

端野総合支所、常呂総合支所、留辺蘂総合支所でも各種手続きができます。
なお、支所・出張所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

北見市ホームページ <http://www.city.kitami.lg.jp/>

手続きチェックシート 結婚



ご結婚おめでとうございます

婚姻届

《届出に必要なもの》

- ・ 全国共通の届出用紙
- ・ ご結婚されるお二人の署名・押印
- ・ 証人(成年二人)の署名・押印
- ・ 未成年の方は、親の同意書

※本籍地が北見市でない場合は、戸籍謄本が必要となりますので、あらかじめ本籍地の市区町村からお取り寄せください。

関連する手続きは
内側にあります

市役所当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができないため、後日再来庁をお願いすることがあります。
できるだけ平日に窓口での審査を済ませてから提出されることをお勧めします。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・北見市バス乗車証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

結婚

に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

支所・出張所 マークのあるものは、支所・出張所でも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	北見市ガイド
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	転入・転出・転居の チェックシートも 確認してください！				P51
	同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方)	世帯合併、または世帯変更					
	姓が変わる方で、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		住所・戸籍 あお 支所・出張所		P53
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります					
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁組届など	※受付窓口でご相談ください				
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の記載に変更がある方	新しい保険証の交付 (後日郵送)	変更前の国民健康保険証(兼 高齢受給者証)		住所・戸籍 あお 支所・出張所		P65
	国民健康保険から、配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の健康保険証、 または資格取得証明書 ・国民健康保険証				
	最近退職した方 →配偶者の勤務先の健康保険の扶養に入る方	北見市役所での手続きは ありません					
	→国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (保険証は後日郵送)	資格喪失日より 14日以内	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書		住所・戸籍 あお 支所・出張所	P65
		国民年金の加入 (20歳から60歳未満)					P72
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、 各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は 勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額 減額認定証 ・特定疾病療養受療証など		健康保険・年金 ももいろ 支所・出張所		P66 P69
年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出	・年金証書 ・氏名変更した方の認印		健康保険・年金 ももいろ 支所・出張所		P72	
こども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～中学生)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合 は、勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ・健康保険証 (請求者・配偶者・子)		子ども・子育て オレンジ 支所・出張所		P61
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～中学生)	子ども医療費受給者証の 変更	※受付窓口でご相談ください		健康保険・年金 ももいろ		P71
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など	※受付窓口でご相談ください		子ども・子育て オレンジ		P61
		児童扶養手当の資格喪失	・児童扶養手当証書		子ども・子育て オレンジ		P61
	ひとり親家庭等に該当していた方	ひとり親家庭等医療費助成の 資格喪失届および 子ども医療費助成の申請	※受付窓口でご相談ください		健康保険・年金 ももいろ		P71
		就学援助の再申請 ※世帯構成が変わると再申請が 必要です	※受付窓口でご相談ください		教育委員会学校教育課 0157-33-1748		P63
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者 変更	・特別児童扶養手当証書		子ども・子育て オレンジ		P61
重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費 受給者資格の変更	・重度心身障がい者医療費受給者証 ・健康保険証 ※認印が必要な場合があります		健康保険・年金 ももいろ		P71	
高齢 障がい	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 (保険証は後日郵送)	介護保険証		住所・戸籍 あお 支所・出張所		P77
	姓が変わる方で北見市バス乗車証をお持ちの方	北見市バス乗車証の氏名変更 (後日郵送)	・北見市バス乗車証 ・申請者の認印 ・本人確認書類		障がい・高齢 介護サービス むらさき 支所・出張所		P90
	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など ・手帳所持者及び窓口 に 来られる方の認印		障がい・高齢 介護サービス むらさき		P75
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費 受給者資格の変更	・重度心身障がい者医療費受給者証 ・健康保険証 ※認印が必要な場合があります		健康保険・年金 ももいろ		P71
税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	☎お電話で手続きできます		上下水道 料金センター 0157-25-1178		P100
	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印		税金のこと みどり 支所・出張所		P58
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要 受付窓口でご相談ください		3階 都市建設部総務課 0157-25-1626		P104